

石財政第 36 号
平成28年5月25日

石狩市使用料、手数料等審議会
会長 高宮 則夫 様

石狩市長 田岡 克介

施設使用料及び手数料の改定について（諮問）

下記の案件について、石狩市使用料、手数料等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 施設使用料及び手数料の改定について

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市使用料、手数料等審議会

会 長 高 宮 則 夫

施設使用料及び手数料の改定について（答申）

平成 2 8 年 5 月 2 5 日付け、石財政第 3 6 号で諮問のありました標記の件については、
妥当なものと判断します。

1 使用料の改定について

(1) 施設使用料について

① スポーツ広場（夜間照明）

施設の維持管理経費と比較すると受益者負担が低いこと、また、近年の電気料金値上げの状況を勘案し、本改定案は妥当と判断します。

② カルチャーセンター・双葉小（陶芸室）

当初 2 教室利用できていたものが現在は 1 教室のみの利用となっていることから、施設の利用面積が減少している状況を踏まえ、本改定案は妥当と判断します。

③ カルチャーセンター・紅南小（会議室、和室、音楽室、多目的室）

施設の維持管理経費と比較すると受益者負担が低く、他の類似施設における使用料の状況や、今後も施設を維持管理していかなければならないこと等を勘案し、本改定案は妥当と判断します。

④ 学び交流センター（研修室、視聴覚室、多目的ホール）

近年の施設修繕を含めた維持管理経費に対して、現状として受益者負担率が低いこと、また、年間の利用数が非常に多い施設であることを踏まえると、今後の施設維持等の面からも、本改定案は妥当と判断します。

2 手数料の改定について

(1) 証明等手数料について

① 長期優良住宅建築等計画（既存住宅の増築等）の認定申請手数料

本改定案は、「長期使用構造等にするための措置及び維持保全の方法の基準」の改正に伴う新設であり、適正な原価計算のうえ設定されていると認められることから、妥当と判断します。

② 建築物消費性能向上計画の認定申請手数料

本改定案は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の施行に伴う新設であり、適正な原価計算のうえ設定されていると認められることから、妥当と判断します。

③ 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料

本改定案は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の施行に伴う新設であり、適正な原価計算のうえ設定されていると認められることから、妥当と判断します。

(2) 廃棄物処理手数料について

① し尿・浄化槽汚泥処理手数料

現状として処理経費に対する受益者負担の割合が低いこと、また、この度の改定単価は、受益者負担の急激な上昇を防ぐため、全道の他市の状況を踏まえた内容となっていること等を勘案し、本改定案は妥当と判断します。

以上